

令和 7 年（2025 年）12 月 11 日

熊本市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定（素案）に関する パブリックコメントについて

熊本市では、策定中の熊本市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定（素案）について、広く市民の意見を聴取し、計画策定に反映させるため、「熊本市パブリックコメント実施要綱」に基づき下記のとおり実施するもの。

記

募集期間	令和 7 年（2025 年）12 月 12 日（金） ～令和 8 年（2026 年）1 月 13 日（火）
公表方法	熊本市ホームページ掲載 健康危機管理課及び総合保健福祉センターでの縦覧
公表する内容	熊本市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定（素案） 熊本市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定（素案）の概要
意見の募集方法	電子メール、郵送、ファクス
意見に対する回答等	熊本市ホームページ掲載や、健康危機管理課及び総合保健福祉センターでの縦覧により、意見のまとめりごとに本市の考え方を公開する。

【お問い合わせ先】

健康福祉局 保健衛生部 健康危機管理課
電話：096－364－3311
課長：木庭 礼子（きば れいこ）

熊本市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）～概要版～

令和8年（2026年）3月改定予定

熊本市健康危機管理課

第1章 熊本市インフルエンザ等対策行動計画の概要

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

対象となる感染症

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「**新型インフルエンザ等**」とは、季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なる新型のウイルスであって、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、症状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民の生活及び経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるもので、具体的には次の3つが定められている。

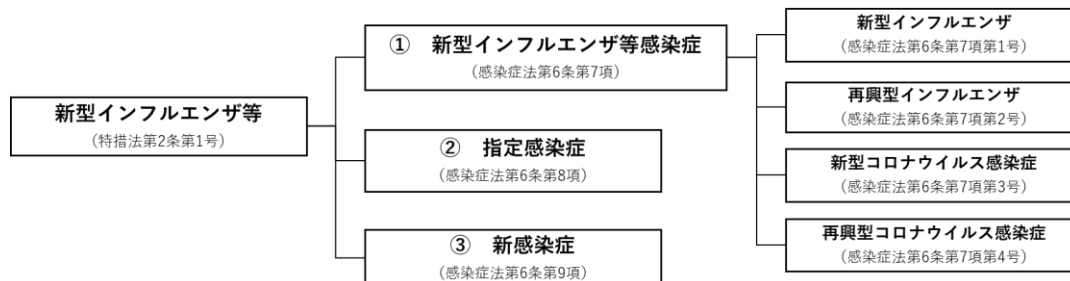
① 新型インフルエンザ等感染症

② 指定感染症

(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

③ 新感染症

(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

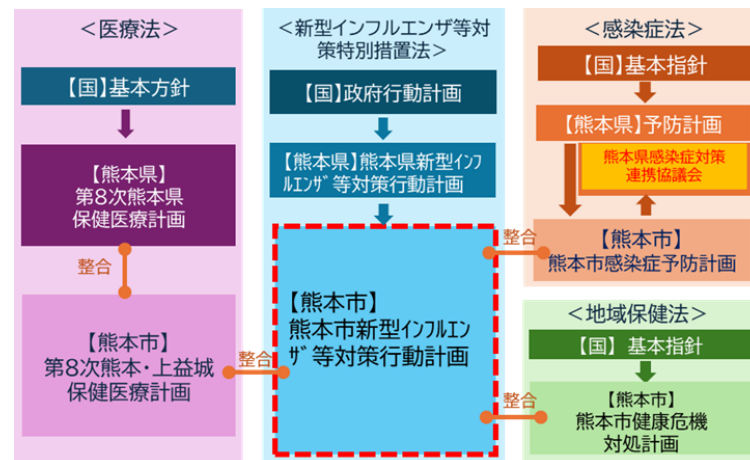


2 市行動計画の趣旨・経緯

- ◆ 特措法に基づき、新型インフルエンザ等の新たな感染症危機発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活・経済に及ぼす影響が最小となるよう、感染症危機への対策に関する基本方針や各段階において実施する措置、関係機関の役割等を示す計画。
- ◆ 平成17年（2005年）の国・県の計画策定を受け、「熊本市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定。平成26年（2014年）に特措法の施行に基づき、従来の計画を改定。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症への対応や課題を踏まえ、令和6年（2024年）7月に「政府行動計画」が約10年ぶりに抜本的に改正されたことを受け、令和7年（2025年）3月に「熊本県行動計画」が改定され、市行動計画も、国・県行動計画に基づき改定する。

3 市行動計画の位置付け・期間

- ◆ 特措法第8条に規定される市町村行動計画として策定。
- ◆ 市感染症予防計画、市健康危機対処計画等関連する他計画との整合性を確保。
- ◆ 改定後は、概ね6年ごとに改定。新型インフルエンザ等が発生した場合は、その対応経験を基に随時見直しを行う。



第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

(1) 対策の目的

① 市民の生命及び健康の保護

- ・平時から医療提供体制の整備を推進することにより、治療を要する患者に適切に医療を提供し、重傷者や死亡者を最小化する。
- ・感染拡大防止措置により流行のピークを遅らせ、小さくすることで、ワクチン接種体制の整備等の期間を確保しつつ、医療提供体制への負荷を軽減させる。

② 市民の生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた柔軟な対策の切替えにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させる。

(2) 対策の基本的な考え方

- ◆ 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、**新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定**しつつ、対策の選択肢を示す。
- ◆ 感染症の特徴、流行の状況等を踏まえ、**人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案**し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

(3) 時期区分の想定

- ◆ **対策を切り替えるべきタイミングを明確化**するため**3つの時期区分を設定**

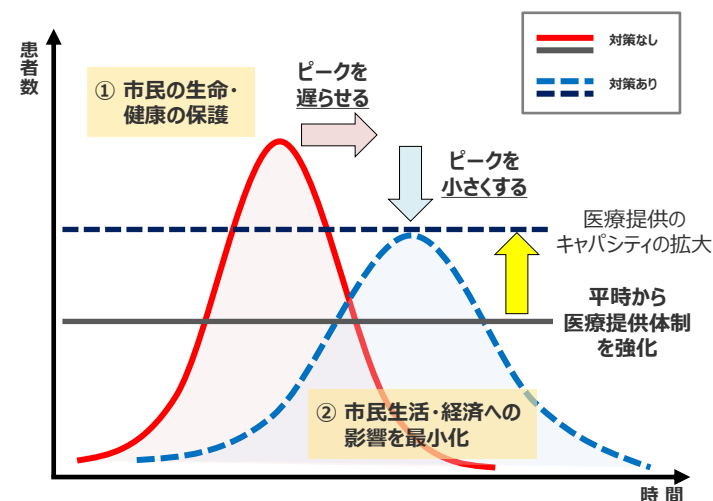
- ◆ 発生した感染症の特徴や流行状況等に応じて、柔軟に対策を切り替え

準備期（平時） 新型インフルエンザ等の発生前（平時）に、予防や事前準備などの備えに取り組む期間

初動期 感染症の探知・国の公表を経て、特措法に基づく国及び県対策本部設置等の初動対応にあたる期間

対応期 国の基本的対処方針や発生状況を踏まえた柔軟かつ機動的な対策を講じる期間
（封じ込めを念頭に対応→特措法によらない基本的な感染症対策へ移行するまでの時期）

＜新型インフルエンザ等対策のイメージ＞



(4) 対策実施上の留意事項

- ① 平時の備えを充実させ、訓練等により迅速な初動体制を確立、DX等の推進等
- ② 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを考慮した対策の切り替え
- ③ 基本的人権を尊重し、対策による制限は必要最小限のものとする。偏見・差別への対策
- ④ 危機管理としての特措法の性格を考慮
- ⑤ 府県対策本部、県対策本部等関係機関相互の連携協力を確保
- ⑥ 社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等の検討
- ⑦ 感染症危機下の災害対応についても想定
- ⑧ 記録の作成や保存、公表

(5) 対策推進のための役割分担

国、県、熊本市、医療機関、指定地方公共機関（※特措法第2条8号の規定に基づき熊本県知事が指定）、事業者、市民 それぞれの役割について政府行動計画、県行動計画に基づき記載

2 新型コロナウイルス等対策の項目と横断的視点

(1) 対策項目

新型コロナ対応の経験を踏まえ、新たに項目を追加・独立、記載内容を具体化

※改定前の6項目から13項目に拡充し、各項目における平時の備え(準備期)を充実（下線が追加された項目）

- | | | |
|-------------------------------|------------------|----------------|
| ① 実施体制 | ⑥ まん延防止 | ⑪ <u>保健</u> |
| ② 情報収集・分析 | ⑦ <u>ワクチン</u> | ⑫ <u>物資</u> |
| ③ サーベイランス | ⑧ 医療 | ⑬ 市民生活・経済の安定確保 |
| ④ <u>情報提供・共有、リスクコミュニケーション</u> | ⑨ <u>治療薬・治療法</u> | |
| ⑤ <u>水際対策</u> | ⑩ <u>検査</u> | |

(2) 複数の対策項目に共通する横断的視点

人材育成	国・県との連携	DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進
実践的な訓練・研修を通じて、感染症危機管理に携わる人材を育成	平時からの役割分担を整理し、相互の連携体制やネットワークを構築	有事での活用も念頭に、平時業務におけるICT化等を着実に推進

3 市行動計画の実効性を確保するための取組等

対策の実施体制（案）

平時から実施体制を整備し、有事には迅速に体制を移行し、一体となって対策を実施する。

- (1) 対策の実施体制を明確化する。
(対策の検討・立案・実施、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた調整、意思決定や指揮命令等)
- (2) 市感染症予防計画の実効性を担保する市健康危機管理対処計画に基づき、新たに「保健所対策本部」の設置や感染状況に応じた区分ごとに生じる業務や必要となる人員数等の整備をおこなう。
- (3) 有事における各課の業務を整理するとともに、有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を策定する。

＜新型インフルエンザ等対策に係る実施体制（イメージ）案＞

	準備期（平時） 新型インフルエンザ等発生前の段階	初動期 国内外で新型インフルエンザ等の可能性がある感染症を感知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針の策定・実行がされるまでの期間	対応期 基本的対処方針等に基づく対策を講じ、特措法によらない感染対策に移行するまでの期間
市内体制	新設 熊本市新型インフルエンザ等対策連絡会議 ※平時及び新型インフルエンザ等発生時における情報共有、対策の検討 ※危機管理課と連携し熊本市事件等連絡会議との整合性を図る 招集：健康福祉局 保健衛生部長 構成：主管課長、危機管理課長、保健所各課長、環境総合センター所長、保健衛生部長が指名する者 庶務：健康福祉局保健衛生部 健康危機管理課		
		見直し 熊本市新型インフルエンザ等対策本部 本部長：市長 副本部長：副市長 本部長が指名する者 事務局：健康福祉局保健衛生部 健康危機管理課 ※本市において新型インフルエンザ等が発生し、又は発生する恐れがある場合、感染状況に応じて必要と認められる場合に設置 ※有事において、対策の検討・立案・実施 ※感染症拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策内容等の調整、意思決定 特措法に基づく緊急事態宣言時は法定対策本部へ移行	
保健所体制	※健康危機対処計画に基づき、有事体制を構成する人員を確保	保健所対策本部 ※国内外で新型インフルエンザ等が発生した場合に設置 ※熊本市新型インフルエンザ等対策本部との連携や保健所内での情報共有、方針決定及び感染区分に応じた円滑体制移行と業務遂行 ※感染状況に応じ、準備期（平時）に確保したフェーズごとの人員配置を行う	
県市連携体制	熊本県感染症連携協議会・医療検討部会 ：県、市のほか学識経験者団体、医療機関、消防機関等で構成 熊本県新型インフルエンザ等対策協議会 ：学識経験者団体、警察、ライフライン、報道機関、商工業団体等で構成 等 ※平時から、県や医療機関等との協議を通じて医療等専門的な見地から検討を行い連携体制の整備を行う。 有事の際はその内容を踏まえて対策を実施する。 なお、新型コロナウイルス感染症対応時における「専門家会議」を担うものと位置付ける。		

対策項目	準備期（平時）	初動期	対応期
① 実施体制	○行動計画の見直しと体制整備・強化 ・市対策連絡会議を設置し、平時からの情報共有や対策の検討を行い、庁内の実施体制を整備 ・健康危機対処計画に基づき、感染状況に応じた区分ごとに生じる業務や必要な人員等について整理 ・有事の際に通常業務の中で維持、縮小、中止する業務等を明確化するためBCPの策定 ○実践的な訓練の実施 初動対応や想定される各業務等の実践的な訓練・研修を行う。 ○国・県等との連携強化 県連携協議会等を活用し、有事の入転院調整等県との役割分担や連携について整理	○市対策本部の設置・有事体制へ移行 ・新型インフルエンザ等の発生又は発生のおそれがある場合や感染状況に応じて必要と認められる場合は、市対策本部を設置し、準備期に定めたBCPや有事の組織・人員体制等、全庁的な対応を進める。 ・ICTの活用な外部委託が可能な業務について、必要な準備を進める。	○対策の実施体制の維持、強化 国の基本的対処方針に基づき、地域の実情に応じた対策の判断・実施 ○緊急事態措置に係る対応 ・特措法に基づく緊急事態宣言時は、法廷対策本部へ移行する。 ・緊急事態措置に関する総合調整。 ○市対策本部の廃止 緊急事態宣言が解除された場合は、法廷対策本部は廃止し、引き続き必要と判断した場合は、独自の市対策本部に移行する。
② 情報収集・分析	○情報収集、分析の実施体制 有事に備え、積極的疫調査や臨床研究に資する情報収集を行う体制を整備 ○人材の確保 予防計画、健康危機対処計画に基づき、保健所及び環境総合センターの人員確保や配置を行う。	○情報収集、分析に基づくリスク評価・有事体制への移行 ・国等のリスク評価を踏まえ、速やかに有事体制への移行を判断し、準備、実施する。 ・リスク評価に基づき、迅速な感染対策の判断、実施 ・市民生活・経済活動に関する情報収集、分析	○情報収集、分析に基づくリスク評価・有事体制への移行 ・市民生活・経済活動への影響等の情報収集、分析 ・感染症の特徴、流行状況、国の方針等を踏まえ、積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目の統一的な見直し ・リスク評価に基づき、迅速な感染対策の判断、実施
③ サーベイランス	○実施体制の構築 ・感染症サーベイランスシステムの活用、保健所と環境総合センターとの連携体制を整備 ・DX（電磁的な方法による発生届及び退院等の提出等）の促進 ○平時からの感染症サーベイランス 平時からの感染症サーベイランス、情報及び分析の実施、国・県への報告	○有事の感染症サーベイランスの開始 患者の発生動向等を迅速かつ的確に把握し、国に報告する。 ○リスク評価に基づく感染症対策の実施及び情報共有 リスク評価に基づき判断した対策について、内容に応じた体制を速やかに構築・実施	○有事の感染症サーベイランスの実施 ・患者の発生動向等を迅速かつ的確に把握し、国に報告する。 ・国が患者の全数把握から定点把握に移行する方針を示した場合は適切に移行する。 ○リスク評価に基づく感染症対策の実施及び情報共有 リスク評価に基づき判断した対策について、内容に応じた体制を速やかに構築・実施

対策項目	準備期（平時）	初動期	対応期
④ <u>情報提供・共有 リスクコミュニケーション</u>	○市民への情報提供・共有 平時からの感染症に関する基本や感染症対策等の情報提供、差別・偏見に関する啓発 ○情報提供・共有の体制整備 市民等からの問合せ、相談に対応できる相談窓口の設置準備	○迅速な情報提供・共有 国や関係機関等による情報も一体的に閲覧できるよう市ホームページを整備 ○双方向のコミュニケーションの実施 県との一元化や外部委託も含めた相談窓口の設置 ○偏見・差別等や偽・誤情報への対応 要配慮者にも対応しつつ理解しやすい内容や方法による迅速な情報提供	○迅速な情報提供・共有 国や関係機関等による情報も一体的に閲覧できるよう市ホームページを整備 ○双方向のコミュニケーションの実施 県との一元化や外部委託も含めた相談窓口の拡充 ○偏見・差別等や偽・誤情報への対応 要配慮者にも対応しつつ理解しやすい内容や方法による迅速な情報提供
⑤ <u>水際対策</u>	○体制の整備 県連携協議会等を活用しや平時からの検疫所による水際対策の内容の共有	○検疫措置の強化 国、県と連携した健康監視の実施	○状況変化を踏まえた柔軟な対応 国、県と連携した健康監視の実施
⑥ <u>まん延防止</u>	○市民等の理解や準備の促進等 基本的な感染症対策の実施の呼びかけ	○まん延防止対策の準備 ・患者や濃厚接触者への対応の確認 ・国からの要請を受け、BCPに基づく対応の準備を行う。 ・市民や事業所等に対する注意喚起や感染症対策への協力の呼びかけ	○対象に応じたまん延防止対策の実施 ・患者や濃厚接触者への対応 ・県によるまん延防止等重点措置としての要請について、市民へ協力を求める。 ・事業者や学校等への感染要対策に関する要請
⑦ <u>ワクチン</u>	○ワクチンの供給体制の確保 医療関係団体や医薬品卸売販売業者等関係機関との協議による体制の整備 ○接種体制の検討	○接種体制の準備 国の情報を踏まえ、接種会場や医療従事者等の確保等、接種体制の構築を進める。	○ワクチンや必要な資材の供給 ○接種の実施 ○市民等への情報提供・共有 科学的根拠に基づき、必要な情報をわかりやすく提供するよう努める。
⑧ <u>医療</u>	○予防計画・医療計画に基づく医療体制の整備 ・外部委託による相談体制の構築も含めた相談センターの設置の検討 ・県連携協議会を活用した関係機関との役割分担、連携体制の構築	○情報提供・共有 国等から提供された情報について、関係機関への迅速な情報提供・共有 ○相談センターの設置 県との一元化や外部委託も含めた相談センターの設置 ○医療提供体制の確保 県と連携した医療提供体制の確保	○時期に応じた医療提供体制の構築 県と連携して、地域の感染状況や医療提供状況等も踏まえ、医療体制を強化し、柔軟かつ機動的な運用を行う。 ○相談センターの強化 感染状況に応じて、体制の拡充を行う。
⑨ <u>治療薬・治療法</u>	○治療薬・治療法の研究開発の推進 研究開発担い手の確保のための人材育成や臨床研究実施への連携・協力	○医療機関等への情報提供・共有 医療機関に対し、国が示す診療方針や治療薬の適正使用等の情報提供・共有	○医療機関等への情報提供・共有 医療機関に対し、国が示す診療方針や治療薬の適正使用等の情報提供・共有

対策項目	準備期（平時）	初動期	対応期
⑩ <u>検 査</u>	○検査体制の整備 予防計画に定める目標値を踏まえた健康危機対処計画に基づく検査体制の整備 ○訓練等による検査体制の維持・強化 関係機関等との連絡調整、検体採取及び輸送方法等についての研修や実践型の訓練	○検査体制の整備及び立ち上げ ・感染が疑われる者の同線を踏まえた検査体制の構築 ・協定締結検査機関における早期検査体制の立ち上げや、検査能力及び精度管理の向上に向け、情報提供や技術的指導を行うよう努める。	○検査体制の拡充 検査等措置協定締結機関以外の民間検査機関や医療機関に協力を要請し、検査需要に対応できる検査体制を構築
⑪ <u>保 健</u>	○人材の確保及びBCPを含む体制整備 ・健康危機対処計画に基づく人員の確保 ・IHEAT要員の確保、人材育成 ○研修・訓練の実施 ○DXの推進 ○多様な主体との連携体制の構築 ○情報提供・共有、リスクコミュニケーション	○有事体制への準備 予防計画及び健康危機対処計画に基づく保健所及び環境総合センターの有事体制への移行準備。 ○市民への情報提供・共有の開始 県との一元化や外部委託も含めた相談センター、不安を感じた市民等からの多様な相談に対応するための総合的な相談窓口の設置	○有事体制への移行 IHEAT要員への応援要請も含めた有事体制の確立 ○感染症対応業務の実施 準備期に整理した体制や役割分担等に基づく一連の感染症対応業務 ○感染状況に応じた対応
⑫ <u>物 資</u>	○感染症対策物資等の備蓄及び勧奨 感染症対策物資等の備蓄及び医療機関等への備蓄の勧奨	○感染症対策物資等の備蓄状況等の確認 ・備蓄や配置状況について随時確認しつつ早期に物資を確保 ・医療機関等の状況確認、必要に応じた配布	○感染症対策物資等の備蓄状況等の確認 ・備蓄や配置状況について随時確認しつつ早期に物資を確保 ・医療機関等の状況確認、必要に応じた配布
⑬ <u>市民生活・経済の安定確保</u>	○情報共有体制の整備 対策の実施にあたり、国、県や関係機関との情報共有体制を整備 ○支援の実施に係る仕組みの整備 DXの推進等、有事における各種支援の実施に係る行政手続、支援金の給付・交付等、適切な仕組みの整備に努める。 ○事業者等への業務継続に向けた準備の呼びかけ ○物資及び資材の備蓄の勧奨 有事に備えた衛生用品や生活必需品等の備蓄の勧奨 ○生活支援を要する者への支援等の準備 要配慮者の把握と有事における対応の確認	○事業者等への事業継続に向けた準備等の呼びかけ 休暇取得、オンライン会議の活用、テレワークや時差出勤の推進の勧奨 ○生活関連物資等の安定供給に関する呼びかけ 市民への消費者としての適切な行動の呼びかけなど、生活関連物資等の安定供給に関する取組 ○火葬、安置体制の整備 ・火葬に用いる非透過性納体袋等資機材の確保 ・一時的に遺体を安置できる施設等の確保に向けた準備	○市民生活の安定の確保を対象とした対応 ・感染症や対策により生じる市民等への心身への影響を考慮した施策。 ・教育機会の継続に関する支援 ・事業者等への事業継続に向けた取組の呼びかけ ・市民への消費者としての適切な行動の呼びかけなど、生活関連物資等の安定供給に関する取組 ・火葬、安置体制の整備 ○社会経済活動の安定の確保を対象とした対応 ・事業継続に関する事業者等への呼びかけ、支援 ・市民生活及び地域経済安定に関する措置